

磯子区連合町内会長会 2月定例会

日時 令和6年2月16日(金) 10:00

会場 区総合庁舎7階 701・702号会議室

- 会長あいさつ
- 区長あいさつ

警察・消防の議題

1 磯子警察署

(1) **令和6年1月末の犯罪発生状況について【磯子警察署】**

磯子区内の犯罪発生件数41件で、前年に比べ13件の減少となっています。

特殊詐欺の被害件数は2件で、前年に比べ4件の減少となっています。

2 磯子消防署

(1) **火災・救急状況について【磯子消防署】**

横浜市内の1月末までの火災発生件数は54件で、前年に比べ10件の減少となっています。磯子区内の火災発生件数は1件で、前年と同件数となっています。

救急出場件数は、区内全体では、1,083件で、前年に比べ48件増加となっています。市内全体では、23,192件で、前年に比べ1,084件の増加となっています。

市連の報告

1 民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策等及び年齢要件に関する

検討結果について【健康福祉局】

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策に関する検討結果について報告します。

また、令和5年9月から12月にかけて実施していただいた意見交換結果等をもとに庁内で検討した次期一斉改選以降の年齢要件について報告します。

【地区連長】単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】情報提供として資料を送付します。

(1) 民生委員活動に関する負担軽減・活動支援策、推薦事務の改善等について

負担軽減や活動支援策のうち、主なものについて、以下のとおり報告します。詳細については、資料をご確認ください。

	取組の方向性	具体的な取組	実施予定年度
業務量の軽減	報告書類のデジタル化	毎月提出している活動報告書の電子申請化	R 7
	協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助、一斉改選時の引き継ぎ制度等の導入に向けた検討	R 7
負担感の軽減	地域全体での見守り推進	自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りの検討	R 7
人材確保	広報の強化	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報の強化・充実	R 6
推薦事務の改善	手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするとともに、様式の更なる簡素化の検討	R 7 一斉改選

(2) 民生委員・児童委員の年齢要件に関する検討結果について

再任については、現行の年齢要件（75歳未満）に、条件付きで推薦を可能とする特例を設けます。

ア 特例条件について

地域において適任者（後任者）の選出が困難な場合で、かつ①～③の条件をすべて満たす場合に1期（3年間）のみ推薦できる、とするものです。

①健康で本人に意欲があり活動に支障がない

②自治会町内会の代表（会長）の同意がある

③地区民児協の代表（会長）の同意がある

※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。

イ 変更時期

令和7年12月の一斉改選時から適用します。

(3) 問合せ先

健康福祉局地域支援課 担当：村山

電話：671-4046 FAX：664-3622

E-mail：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

2 令和6年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

【健康福祉局】

民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員等に伴い、関係する自治会町内会及び地区連合自治会町内会におかれましては、推薦候補者選出へのご協力をお願いいたします。令和6年は、『欠員地区及び増員が必要な地区のみ』の推薦となります。推薦時期により、令和6年7月1日付けまたは12月1日付けの委嘱となり、任期は次期一斉改選（令和7年11月30日）までとなります。

【地区連長】主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

(1) 依頼事項

- ア 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の選定
- イ 推薦準備会の開催
- ウ 推薦書類の提出

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	・令和6年7月1日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和6年3月～4月 ・令和6年12月1日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和6年8月～9月	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。 令和6年7月1日付け委嘱の場合 → 令和6年4月22日まで 令和6年12月1日付け委嘱の場合 → 令和6年9月24日まで	

(2) 問合せ先

福祉保健課 担当：川嶋・加藤

電話：750-2411 FAX：750-2547

E-mail：is-fukuho@city.yokohama.jp

3 自治会町内会館脱炭素化推進事業について【市民局】

3月1日から申請を開始する自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

【地区連長】 単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

地区連合町内会館も対象となりますので、是非導入をご検討ください。

【単位会長】 定例会等で情報提供の上、是非導入をご検討ください。

「脱炭素化推進事業（脱炭素）」と「自治会町内会館整備費補助（会館整備）」との相違点

- ◎ **脱炭素**は、「省エネ LED 照明器具・LED 電球」「省エネエアコン」「断熱窓など」「太陽光発電設備」「蓄電池」のみが対象です。
- ◎ **脱炭素**は、**会館整備**では対象外となる「100 万円未満の整備」「機器・器具の購入のみ」も補助対象です。
- ◎ **会館整備**は補助率が「1／2」ですが、**脱炭素**の補助率は「2／3」です。
- ◎ **脱炭素**の申請書の提出は、「横浜市住宅供給公社 街づくり事業課」です。

(1) 申請期間

令和6年3月1日（金）～令和6年9月30日（月）

(2) 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

(3) 主な補助要件（「募集案内」を必ずご確認ください）

ア 町内会等が所有する施設（※）で、町内会等により運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設

※ 町内会等所有の会館のほか、「町内会等が借用し、『設備導入費を負担』し、『電気料金を継続的に負担』している集会室等」も対象となります。

イ 会館への省エネ設備導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること

ウ 横浜市内の事業者と見積徴収・契約すること

エ 交付決定通知日以降に、契約、発注していること（先に交換するのは×）

オ 令和6年12月27日までに設備を導入し、整備完了報告を行うこと

(4) 補助対象設備 (補助率はすべて2/3)

補助対象	主な条件	補助上限額
LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・天井や壁面等に設置する照明器具 (卓上スタンド等は対象外) ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 (省エネ型製品情報サイト未掲載の場合は、トップランナー基準達成製品) ・既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象 (トップランナー基準達成製品) 	60万円
エアコン	【家庭用】 統一省エネラベル省エネ性能★2.4つ以上 【業務用】 トップランナー基準達成製品	130万円
断熱窓など	<ul style="list-style-type: none"> ・居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 ・居室1室以上の全ての開口部の断熱改修 	200万円 ※合算での上限額
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、発電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること 	
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、蓄電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること ・太陽光発電設備との同時設置のみ。ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可 	

(5) 補助対象経費

補助対象設備の購入費、設置工事費のほか、附属設備の設置や既存設備の処分等に関する費用などの経費

(6) 申請書類提出方法

Eメール、郵送、窓口への持参 (持参の場合は予約制)

(7) 申請書提出先・問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：451-7740 (平日9時～17時)

Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階



詳細はこちら

区連の議題

1 議題・依頼事項

(1) 「広報よこはま」等に関することについて【区政推進課】

ア 令和5年度 配布謝金支払に係る書類提出について

令和5年度下半期（10月号～3月号）分の広報紙配布に係る謝金の支払をするにあたり、必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

(ア) 提出書類

「広報よこはま等 配布報告書」

(イ) 提出期限

令和6年3月15日（金）

(ウ) 提出方法

郵送（同封の返信用封筒をご利用ください）またはEメール

※提出書類に一か所でも押印されている場合は、郵送でご提出ください。

(エ) 問合せ先

区政推進課広報相談係 担当：青木、小林、長谷川

電話：750-2335 FAX：750-2532

E-mail：is-kouhou@city.yokohama.jp

イ 令和6年度 広報紙の配布について

「広報よこはま」、「県のたより」及び「ヨコハマ議会だより」について、各世帯への配布に引き続きご協力をお願いいたします。

(ア) 広報紙について

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和6年5月、8月、12月（または11月）、令和7年2月	4円

※前月末までに、配送業者を通じてご担当者様へ必要部数お届けします。

(イ) 配布時期

発行月の10日までに各世帯に配布してください。

(ウ) 問合せ先

区政推進課広報相談係 担当：青木、小林、長谷川

電話：750-2335 FAX：750-2532

E-mail：is-kouhou@city.yokohama.jp

(2) 令和6年度磯子区環境行動推進功労者・功労団体表彰候補者の推薦 について【地域振興課】

3Rの推進活動や街の美化活動等に功労のあった個人又は団体の方々について功績を称え、その労に感謝するため、表彰を行っています。つきましては、表彰要領を御参照いただき、被表彰者を御推薦くださいますようお願いいたします。

ア 推薦対象

次に該当する方（個人・団体（地域住民で構成しているグループ、学校、企業））

- (ア) 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動等に尽力し、多大な成果をあげた人（清掃）
- (イ) 指導啓発等広報活動に尽力し、街の美化意識の啓発向上に多大な成果をあげた人（広報・啓発）
- (ウ) 花いっぱい活動及び緑化活動に尽力し、多大な成果をあげた人（花いっぱい・緑化）
- (エ) 資材・物品・施設等を寄付し、街の美化活動の推進に寄与した人（寄付）
- (オ) リサイクル活動、分別指導、啓発活動などに尽力し、「ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画」の推進に多大な成果をあげた人（プラ 5.3）
- (カ) その他、街の美化活動の推進に寄与した人

イ 提出方法

返信用封筒によりご提出ください。

ウ 提出期限

令和6年3月22日（金）必着

エ 提出・問合せ先

地域振興課資源化推進担当 担当：大関、境

電話：750-2397 FAX：750-2534

E-mail：is-shigen@city.yokohama.jp

2 事務連絡

(1) 「令和5年度磯子区民意識調査」について【区政推進課】

磯子区では、住みよいまちをつくるために、生活環境や地域活動などについての区民アンケート調査を、2年ごとに実施しています。

このたび、昨年6月に実施した調査結果がまとまりましたので、お知らせします。回答にご協力いただきありがとうございました。

報告書は、磯子区ホームページに掲載しているほか、区役所1階広報相談係で閲覧できます。また、参考に、地区別に調査結果をまとめましたので、該当する地区の地区別結果を配付いたします。

【ホームページURL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kusei/tokei/ishikichosa.html>



○問合せ先

区政推進課企画調整係 担当：江原

電話：750-2331 FAX：750-2533

E-mail：is-kusei@city.yokohama.jp

(2) 株式会社横浜ビー・コルセアーズとの「ホームタウン活動等に関する基本協定書」の締結について【地域振興課】

たきがしら会館を練習拠点としている、プロバスケットボールチーム「横浜ビー・コルセアーズ」との相互の連携を強化し、地域貢献活動及び地域活性化に資する活動（ホームタウン活動）を推進するため、横浜ビー・コルセアーズ、磯子区連合町内会長会、磯子区の3者で「横浜市磯子区におけるホームタウン活動等に関する基本協定」を締結しましたので、ご報告いたします。

ア 協定締結日

令和6年1月17日

イ 今後考えられる展開内容

(ア) 区連会等との連携

自治会町内会の加入促進等におけるチームやキャラクターの使用

(イ) 地域向けイベントへの参加等

ビー・コルセアーズによる地域主催イベント・行事への出展やゲスト参加、100周年事業への協力

(ウ) 見る/プレーする観点からのスポーツ振興

学校訪問やバスケット教室、試合観戦等の企画

ウ ホームタウン活動第一弾

春休み期間中に磯子区在住または在学の小学生を対象としたバスケットボール教室の開催を予定しています。申込方法等の詳細については、改めて、たきがしら会館HP及び磯子区HPでお知らせします。

エ 問合せ先

地域振興課 担当：榎谷、吉田

電話：750-2395 FAX：750-2534

E-mail：is-sports@city.yokohama.jp

(3) 災害時に備えた要援護者名簿の提供について【高齢・障害支援課】

災害時に備え、介護が必要な高齢者や重度の障害者など、お一人で避難することが難しい方（要援護者）を日頃から地域で見守り、いざというときに支え合う活動に活かせるよう、区と協定を締結した自治会町内会等に要援護者の名簿を提供しています。

新たに区から名簿の提供を希望される場合は、詳細をご説明いたしますので、ご連絡ください。

ア 新たに要援護者名簿の提供に際し必要なこと

(ア) 区との協定の締結

(イ) 個人情報保護の研修の実施

(ウ) (名簿提供後) 要援護者宅への訪問

イ 名簿提供の流れ



ウ 問合せ先

高齢・障害支援課 担当：市原

電話：750-2490 FAX:750-2540

E-mail: is-koreisyogai@city.yokohama.jp

(4) 横浜市立大学附属2病院・医学部等の再整備及び根岸住宅地区における跡地利用の推進について【政策局】

根岸住宅地区における跡地利用について、ご説明いたします。

ア 横浜市立大学附属2病院・医学部等の再整備について

令和2年度策定の再整備構想の方向性を踏まえ、附属2病院を1つに集約した病院と医学部の教育・研究施設を、最有力候補地の米軍根岸住宅跡地に一体的に整備することとして、基本計画の検討を行ってきました。

具体的な課題を検討した結果、今後、新病院は浦舟地区、医学部は根岸住宅地区に整備することを基本として、基本計画の策定を進めます。

イ 跡地利用の推進について

返還後、一日も早い土地利用と地権者の生活再建を図るために、市施行による土地区画整理事業の実施を前提に検討・調査を実施していきます。

ウ 問合せ先

(横浜市立大学附属2病院・医学部等の再整備について)

政策局大学調整課

電話：671-4273 FAX：664-9055

(跡地利用の推進について)

政策局基地対策課

電話：671-2472 FAX：663-2318

3 区社会福祉協議会

(1) 令和6年度共同募金運動への協力依頼について

令和6年度も自治会町内会を通じた共同募金（戸別募金）にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、令和5年度の間の実績（令和5年12月31日現在）を別紙にて報告いたしますので、ご確認ください。

ア 令和6年度共同募金運動実施時期

令和6年10月1日～12月31日

イ 令和6年度共同募金目安額

(ア) 一般募金（赤い羽根募金）

一世帯あたり290円（令和5年度と同じ金額）

(イ) 年末たすけあい募金

特に目標金額は設定しておりませんが、前年を下回らない程度でのご協力をお願いいたします。（令和5年度実績額：6,019,810円）

ウ 問合せ先

磯子区社会福祉協議会 担当：石塚

電話：751-0739 FAX：751-8608

(2) 「福祉いそご」第78号配布について

「福祉いそご」第78号につきまして、「広報よこはま」3月号と同時に各自治会・町内会広報担当者様へ配送いたしますので、配布にご協力くださいますようお願いいたします。

○問合せ先

磯子区社会福祉協議会 担当：西谷

電話：751-0739 FAX：751-8608

4 その他

(1) 資料配布

ア 汐見台自治会連合会だより 第428号

イ 横浜市消費生活総合センター 月次相談レポート 各自治会町内会に配布

ウ いそご消費生活だより 各自治会町内会に配布

エ いそご保健活動推進員だより 各自治会町内会に配布

閉 会

次回開催日：令和6年3月18日（月）10：00

区連会ホームページ更新情報 (1月11日～2月8日)



以下の自治会町内会で、活動情報・会報誌の更新を行っています。
是非、ご覧ください。(で検索!)

岡村中部自治会 (岡村中部 NEWS 2月号掲載)

磯子山手町内会 (やまて会報令和6年2月号掲載)

各自治会町内会の専用のアカウントでログインいただき、簡単に会の活動報告や会報誌をアップロードすることができます。ご活用ください。

※専用のアカウントがご不明な場合は、ご連絡ください。

(問合せ先: 磯子区連合町内会長会事務局 (磯子区役所地域振興課) 電話: 750-2391)

自治会町内会様式ダウンロードページについて

磯子区役所ホームページ内に自治会・町内会の皆様にご提出いただく様式の情報を集約して掲載するページ (自治会町内会向け様式ダウンロードページ) を開設しています。

是非、ご活用ください。(で検索!)

【URL】

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/
kyodo_shien/jichichou/youshiki.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/youshiki.html)

